

商品説明書【納税準備預金】

2020年10月より、新規取扱終了

項 目	内 容
1. 商品名	納税準備預金
2. ご利用いただける方	個人・法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入	(1) 預入方法：随時お預け入れいただけます。 ※ATMでのご入金は、ご利用いただけません。 (2) 預入金額：1円以上 (3) 預入単位：1円単位
5. 払戻	(1) 払戻方法 原則、ご預金者等の租税納付にあてる場合に払い戻します。 (2) 納付可能 国税および地方税 ・所得税(納税義務者が直接納付するものに限り) ・法人税 ・相続税 ・事業者が国に納付する物品税、通行税、酒税、砂糖消費税等 ・都道府県税 ・市町村税 ・固定資産税 ・事業者が都道府県や市町村に納付する事業税、入場税、入湯税、遊興飲食税 ・自動車税、軽自動車税 (3) 納付不可 次のものは、納税準備預金からの納付はできません。 ・徴収義務者が、納税義務者の収入から天引きして納付するため、納税義務者が直接納付できないもの(預金利子税、給与所得税等)。 ・取引の際に、その価格や料金に加算されているため、納税義務者が直接納付できないもの(物品税、酒税、酒類消費税、遊興飲食税等)。 ・税金に似た用紙を使用しているが、税金でないもの(反則金、健康保険料、国民年金掛込金、水道料等)。

項 目	内 容
6. 利息	(1) 適用金利 ○毎日の店頭表示金利を適用します。 ○租税納付以外の目的で払い戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金金利を適用します。 (2) 利払方法 毎年2月と8月の第2金曜日の翌営業日に、口座にご入金します。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算(円未満切り捨て)。 (4) 税金 お受取り利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息には、下記の通り課税されます。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません) ○個人のお客さま…20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ○法人のお客さま…総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
7. 手数料	—
8. 期日前解約時の取扱	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
11. その他参考となる事項	この預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(2024年8月1日現在)